

## 議 事 録

- 1 名 称 令和6年度 第1回 石岡市都市計画審議会
- 2 開催日時 令和6年8月2日（金） 午後1時30分から午後3時00分まで
- 3 開催場所 石岡市役所 1階メロディアスホール
- 4 出席した者の氏名  
澤田委員、石井委員、山本委員、関口委員、岡野委員、菱沼委員、  
栗林委員、石津委員（代理）、小松委員、神生委員、菊地委員、  
高野内委員、足立委員、野口委員、津久田委員、野村委員、  
鈴木委員  
（事務局：都市建設部 櫻井部長、萩原次長  
都市計画課 幕内課長、若山課長補佐、青柳係長、  
額賀主査、坂本主幹  
建築住宅指導課 坂入課長、荒井課長補佐、沢上係長）
- 5 議 題
  - ・会長、副会長の選任について
  - ・【諮問第1号】特定用途制限地域の特例許可について
- 6 議事の概要 議事録のとおり
- 7 担当課の名称 都市建設部都市計画課
- 8 議事録
  - (1) 開会
    - ・市長挨拶
    - ・委嘱状交付
    - ・出席者が規定の定足数に達していることを報告（委員20名中17名出席）
  - (2) 議事
    - 谷島市長（仮議長）

市長の谷島です。ただ今司会より御説明がありましたとおり、会長が決まるまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしく願います。

議事に入ります前に、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。栗林委員と野口委員のお二人にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日一つ目の議題は、会長、副会長の選任についてです。

石岡市都市計画審議会条例第5条の規定により、会長、副会長の選任は、委員の互選となっていますが、選出方法について何か御意見はございますか。

■M委員

事務局一任

■谷島市長（仮議長）

ただいま事務局一任の声がありましたがいかがでしょうか。

■各委員

異議なし。

■谷島市長（仮議長）

それでは事務局案をお願いします。

■事務局

事務局案といたしまして、会長に澤田委員、副会長に石井委員を提案いたします。

■谷島市長（仮議長）

ただいま事務局より出された案について、御異議はございますか。

■各委員

異議なし。

■谷島市長（仮議長）

異議なしとのことですので、A委員を会長に、B委員を副会長に決定いたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、A委員にお願いしたいと思います。

■会長

皆さんこんにちは。Aと申します。よろしくお願いいたします。これまでも石岡市の都市計画や道路、河川等で付き合いがあったのですが、中でもBRTの立ち上げにも関わらせていただいたり、朝日トンネルについても土浦土木事務所長時代に関わりがございました。

皆さんの御協力を得ながら、石岡市の発展のために全力で取り組ませていただきたいと思います。

ております。よろしくお願いいたします。

それでは続いて、議事の二つ目になります。内容は、「特定用途制限地域の特例許可について」となります。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

## ■事務局

始めに都市計画課から御説明させていただきます。本日皆様にお配りしております資料1「付議案」をご覧ください。こちらは石岡市長から都市計画審議会への諮問書となっておりますので読み上げをさせていただきます。特定用途制限地域の特例許可について、特定用途制限地域における建築物の特例許可を行うため、石岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第8条第2項の規定により付議します。こちらの特例許可の内容につきましては、担当の建築住宅指導課より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

石岡市建築住宅指導課です。よろしくお願いいたします。お手元の資料と併せて、前面のスクリーンにて御説明させていただきます。

まず、特定用途制限地域における特例許可について御説明させていただきます。始めに、特定用途制限地域についてですが、八郷地区では、朝日トンネルをはじめとする道路整備の進展を背景に、用途地域の定めのない地域において、無秩序な開発が懸念されていたことから平成24年に特定用途制限地域を指定しました。この指定された地域においては、建築できる建築物が、用途指定の規制とは別に規制されることとなります。しかし、規制の対象となる建築物であっても、良好な環境を害する恐れがなく、必要性が認められ、周辺の利害関係者や都市計画審議会において意見の聴取を行い、石岡市として支障がないと認められれば立地が可能となります。その上で今般、申請者において約5,000㎡の建築計画がありますが、3,000㎡を超える店舗の建築は特定用途制限地域内において規制の対象となります。特例として許可する上で、支障がないかを判断するため、都市計画審議会から意見の聴取を行うものです。

続いて申請建物の概要になります。申請者は株式会社コメリ、代表取締役俵雄一郎、申請地は石岡市下林字中溝3559番1他7筆となっております、敷地面積は約12,965㎡です。こちらは測量がこれからのため約で表しています。予定建築物は物品販売店舗で建築面積は約5,259㎡です。測量後、確定した土地の面積により、建物の多少の計画変更があるかもしれないため約で表しました。工事種別は新築で最高高さは基本的には8.9mですが、正面看板部のみ13.3mあります。

続いて都市計画図になります。申請地は、八郷地区の赤丸で示された場所となり、県道石岡筑西線の大通りに面しております。現在八郷地区のホームセンターは、申請者の既存店舗の1店舗のみとなっております。

続いて位置図になります。申請地は、約12,965㎡の赤枠で囲まれた場所となり、既存店舗敷地が約4,465㎡の青枠で囲まれた場所となります。北西側方面は八郷総合支所がある柿岡地区となり、東側方面は石岡地区になります。

続いて現況写真になります。申請地はこれまで田んぼとして耕作していた場所となります。

北東側は県道石岡筑西線に面し、南側、西側は市道に面している状況です。また、北側に既存店舗がございますが、申請地との間に水路がございます。

続いて配置図になります。赤く囲まれたエリアが申請場所となり、黄色に染められた所が申請建物になります。申請地への出入りは2箇所となり、両方とも県道からのアクセスとなります。給水については、公営水道より取水し、汚水、雑排水については公共下水へ放流、雨水については、雨水貯留槽を設置し、流量を絞って水路へ放流する計画となります。

続いて建物平面図になります。建物用途は変わらず、これまでのホームセンターを拡張したものとなります。鉄骨造の平屋建てであり、床面積は5,216㎡となります。

続いて建物立面図になります。正面の看板部分のみ高さが13.3m程ありますが、それ以外の最高高さは8.9mになります。

続いて市が特例として認める理由になります。市が特例で認める上で、個別に基準を定めておりますが、各基準を満たしていると判断しております。まず1つ目は、当該地域・地区の特性に配慮されていることとして、農業が盛んな八郷地区において、店舗拡大により農業資材が確保しやすくなる。店舗拡大に伴い新規雇用を計画しているが、八郷地区や農業従事世帯の雇用を優先として考えているという点が挙げられます。続いて2つ目は、必要に応じて、景観・バリアフリー化に配慮されていることとして、市の景観条例や屋外広告物条例、県のひとにやさしいまちづくり条例を遵守します。続いて3つ目は、周辺環境への影響が認められないことや、環境保全対策に配慮されていることとして、大規模小売店舗立地法の手続きにより、交通渋滞、騒音、廃棄物問題などが生じないように努めます。また、店舗従業員により周辺の清掃を行うという点と営業時間は9時から20時までとし、深夜営業は行わない、ホームセンターのため、周辺に公害の影響を及ぼすものではないという点が挙げられます。続いて4つ目は、建物の用途が適合し、当該地域・地区において規模の必要性が認められるものであることとして、建物の用途が、建築基準法上の用途に適合している点が挙げられます。最後に5つ目は、当該地区において特に必要性が認められるものであること、又は周囲の状況から判断し、特に支障が無いものであることとして、現在、八郷地区にはホームセンターが申請者の既存店舗のみで、石岡店に比べると1/9程度の規模であります。そのため、八郷店では必要な生活必需品や資材が揃わず、石岡地区に足を運ばないといけない状況であるが、店舗拡大に伴い利便性が向上されるという点、申請者は、1998年から八郷地区で営業しているため、これまでの顧客からの必要な資材の要望を受け、店舗の拡大を計画している点、八郷地区で1店舗のみの当該ホームセンターは、石岡市と防災協定を結んでいるため、災害時に八郷地区の必要な物資を確保する上で、迅速かつ円滑に物資の供給を行う上で石岡市としても重要な防災拠点となる点が挙げられ、このような判断をもって、石岡市として今回の計画は支障ないと考えております。

最後に利害関係者への意見聴取についてです。令和6年6月28日19時より、八郷総合支所において周辺の利害関係者に対しての意見の聴取を行いました。参加者2名、当日参加できないため事業者により対応した方1名となります。参加者における主な意見としては、市道から車両の出入りはあるか、建物の地面はどこの高さが基準になるかとの質問がありました。参加者

においては、市道沿線に与える影響を気にされていましたが、申請地への出入りは、県道からであり、建物の高さは比較的低いと、市道沿線への影響は少ないと考えられます。参加者においては、コメリの店舗拡大について賛同しておりました。また、今回の特例許可申請前に、申請者より周辺の利害関係者、申請地周辺100m以内の土地所有者48名、居住者等13名に対し、訪問や郵送により事前説明を行いました。反対意見はありませんでした。

資料の説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いたします。

#### ■会長

御説明どうもありがとうございます。それでは、御意見、御質問を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ■M委員

反対の立場から意見を述べさせていただきます。八郷地域において用途が指定されている柿岡地区がありますが、空き店舗が目立っております。その中で、今回の売り場面積の拡大によって百貨系店舗への影響が少なからずあると思います。よって特定用途制限地域の面積基準に沿った売り場面積で計画をしていただきたいと思います。

#### ■会長

ありがとうございます。事務局から何か説明はございますか。

#### ■事務局

今回の特定用途制限地域における特例許可についてですが、条例の第8条にも記載されておりますとおり、適用しない条件としては良好な環境を害するおそれがないと認められるということが条件としてございます。市としてはその視点から今回については妥当であると判断しておりまして、地域経済といった点についてはこの条例の特例としては考慮していないという状況となっております。

#### ■M委員

環境面では問題ないということでございます。しかし、市が特例を認める条件として八郷店では必要な生活必需品や資材が揃わず、石岡地区に足を運ばないといけない状況であるということですが、大型店舗はほとんどが石岡地区にあるわけで、そこに足を運んで買い物をすることが、石岡全体の活性化に繋がるとお思います。なのでこれ程大規模に八郷の店舗を計画する必要はないと思います。

#### ■事務局

こちらについてはお配りしていない資料で御説明させていただきます。現在のコメリパワー

石岡店の商圈図になります。中心に記載されている箇所が石岡のパワーコメリ店になります。星のマークで記載されている箇所が八郷店となっておりますが、八郷に店舗を構えているにもかかわらず、八郷の方たちは年間の利用回数としては石岡のパワーコメリ店を多く使っている事が分かります。現在八郷の店舗の資材が足りない状況となっており、石岡店にたくさんの方が来店をしています。こういった状況から店舗の拡張は必要だということ判断させていただきました。

#### ■会長

事務局としては石岡店に統計が偏っているということを強調したいのだと思います。賛成の立場からの御意見も伺いたいのですが、いかがでしょうか。

#### ■P委員

M委員には申し訳ないですが、私は大賛成です。仕事柄農業をやっておりますが、石岡地区まで資材を買いに行くとなると時間もかかりますし、八郷店は石岡店よりも資材の量は確実に劣ります。今はネットで注文すると家まで届くというシステムもありますが、いずれにしても資材が増えれば自分の目で見て物を買えますし、家の近くで買えます。資材の数にしても本当に石岡店に見劣りしております。農業用資材を買おうとしてもなかなか手に入らないという現実がありますので今回の案件には賛成です。ただし疑問があるのですが、利害関係者への意見聴取において、建物の地面はどこの高さが基準になるかという意見が出たということですが、それに対する回答が建物の高さは比較的低位のため、市道沿線への影響は少ないと考えられるということですが、平面図や立面図を確認してもいったいどれくらいの高さになっているのか、実際に設定されるのかが見えません。もう1つはここは農振区域みたいなところですが、汚水は公共下水道、雨水は雨量調整をして流すため、下水道関係は問題ないのかもしれませんが、一方で土地改良法でいうところは補助を受けて整備されたところになります。土地改良法から脱退するとなると、その辺りの取り扱い、整合性はどうなるのかという点が気になります。最後に雨水の調整をして下流へ影響がでないようにしていると思いますが、その辺りの調整は申請者のほうで解決済みであるという前提の上でこの申請がされているのかをお伺いしたいと思います。

#### ■事務局

初めに建物の高さについて御回答させていただきます。お配りしている6ページの配置図をご覧ください。図面の中に四角で囲っている数字、囲っていない数字を記載しております、囲っていない数字が現況の高さを記載したものとなっております、囲っている数字が最終的な建物の計画高さになります。出入口からスロープでおりてきたところについては、現況が13.6m、計画高さが14.1mとなっております、50cm程高くなっています。建物の高さは現況が13.3m、計画高さが14.3mとなっております、1m程高さを調整させていただくものになります。

続きまして、農振区域についてですが、現在市の農政課や県の農振についての手続きを行う部局におきまして、農振除外の手続きを行っております。今現在手続き中ではありますが現在農振除外が下りることが前提となっております。最後に放流についてですが、雨水を雨水貯留槽を使って放流するという計画になっております。こちらの水路が石岡台地土地改良区が管理しておりまして、現在の協議状況としては放流の見込みがたつということで協議が進んでいる状況でございます。以上です。

#### ■会長

高さについては50cmから1mくらい調整するということですね。8ページの建物立面図に設計GLと記載されておりますが、その高さから建物が建つという事になると思います。2点目についても農振除外が下りることが前提であり、3点目についても協議が進んでいるということでございます。ほかにいかがでしょうか。

#### ■R委員

2点ほど確認させてください。まず、既存店の床面積を教えてください。次に新店舗が出来た場合の旧店舗の後々の利用について申請者より伺っているのかを教えてください。

#### ■事務局

こちらは参考資料となりますが、既存建物の平面図になります。現在の建物の床面積については1,083㎡となります。既存店舗につきましては、申請者様のコメントにおいて別の店舗を誘致する予定となっておりますが、具体的には現在どういうお店が誘致されるかは決まっておりません。

#### ■R委員

ありがとうございます。まず新規の建物が賛成なのか反対なのかということを議論する前に、こちらについては旧店舗の増床という案もあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

#### ■事務局

資料の現況写真をご覧ください。北側に既存店舗が立地しておりますが、今回の申請地との間に水路がございます。また、現在の店舗と新しい店舗において2m程度の高低差があります。市としても店舗の増築はできないか申請者様と協議をしたところですが、水路や高さの関係で店舗の増築は厳しいため、新築するというところで話を進めてまいりました。

#### ■R委員

土浦市にジョイフル本田という店舗があります。当初は小さい店舗でしたが、周辺のあぜ道を利用して今の店舗に増築したという経緯があります。なので一概に水路があるから駄目です

と言わず、もう少し協議してもよいのかなと思いました。

■会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

■○委員

条例の別表1に田園居住地区の建築してはならない建築物として、床面積の合計が3,000㎡を超えていないものと記載されておりますが、3,000㎡を越えないものについては特例許可は必要ないということでしょうか。

■事務局

おっしゃるとおりでございます。

■○委員

そうすると、5,000㎡の計画を3,000㎡にした場合、1,000㎡の既存の店舗と合わせると4,000㎡を超えますがその場合も特例許可は必要ないということでしょうか。

■事務局

店舗としてどういう取り扱いにするかにもよりますが、例えば現在の1,000㎡の店舗と3,000㎡を超えない店舗を建てる場合、建築確認上、一体的に利用されている店舗として判断されるのであれば合算されて4,000㎡となります。

■○委員

今回の場合、既存建物と新築予定地との間に水路がありますが、そのような場合は一体として考えられるのでしょうか。

■事務局

水路を挟み建築計画上、別の敷地に建てる場合、一体としては考えずに別の建築物としての考えもでてくると思います。

■○委員

大規模小売店舗立地法というものがございます。旧大店法から変わった法律になりますが、旧大店法では売り場面積、営業時間等を厳しく制限することができました。しかしその法律はアメリカが大反対をしたこともあり、大型店を規制する考え方から転換し、現在の大規模小売店舗立地法となりました。こちらは売り場面積、営業時間等を制限するのではなく、周辺の交通混雑の規制、騒音等の環境整備をすることが主となる法律です。ですので市の条例で建築面

積を規制しているということになります。また、あの辺りは農業地域ですので資材を買いに来る方もたくさんいるのではないかと思います。

■会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

■F委員

私は申請地付近に住んでおりますが、以前からこの計画は聞いておりました。特例許可を認める理由を確認してもほとんど問題はないと思います。しかし何年か前になりますが、この計画の土地の中に道路を通す計画がありました。東成井、下林という地区があります。、そこを子供達の通学路を守るために大型車を通させないという規制をかけて、その代わり計画している土地の中に大型車を通すために道路を拡幅するという回答を、行政懇談会の中で林地区の区長さんたちが執行部に話をした時に頂いたと聞いております。ですから私は要望としまして、この開発に伴って隣接した南側の市道を拡幅していただきたいと思っております。

■事務局

そちらの要望につきましては、今回の申請者様であるコメリには伝えさせていただきたいと考えております。

■M委員

今回の計画では敷地面積が12,965㎡となっておりますが、それについては特に異論はございません。建物の建築面積が5,216㎡というのはあまりにも大きすぎるということでございます。都市計画の中の将来都市構造において誘導方針では柿岡市街地に誘導すると決まっていると思います。その中で柿岡市街地には空き店舗があります。それなのに特例許可を与えてまで5,000㎡以上の建物を建築するのはどうなのかということを言っております。

■会長

既存の建物が1,083㎡なのに対して、5,000㎡を超える建物を建築するのは拡大しすぎではないかという御意見だと思います。

■R委員

同じく、先ほどの私の意見は新規の建物を建築しなくともよいのではないかと思います。

■会長

既存の土地では手狭なのではないかなと思います。農業資材、利便性の確保を考えた時の建

築面積の妥当性は事務局ではどのように考えていますでしょうか。

■事務局

現在、石岡店舗の建築面積が9,800㎡程度になります。市としても石岡店レベルの拡張となりますと、大きすぎると考えております。今回は既存店舗から約5倍程度となっておりますが、石岡店の半分程度となっており、妥当性については石岡店舗の規模のように拡大をするものではないと判断したものといたします。

■会長

ありがとうございます。石岡店舗の半分くらいなので、やむを得ないと考えているという回答だと理解しました。

■L委員

こちらのコメリの計画については地元の人からすれば大変嬉しいことだと思います。先ほどの意見でも出ておりましたが、資材が足りないものはわざわざ石岡店まで買いに行っております。農協との関係については考える必要があると思いますが、県の農業会議等に諮られて初めて許可が出るものですし、確かに建築面積の大きさについては大きすぎる気もしますが、地域の利便性を考えるとよいのではないかと思います。

■会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

■I委員

確認なのですが、こちらは着工してどれくらいで完成するのかをお伺いしたいと思います。

■事務局

法律上の手続き等もございますが、申請者としては来年の7月には着工したいと考えておりまして、来年末くらいには完成させたいと伺っております。

■I委員

ありがとうございます。様々な御意見がございましたが、私としては大型店の立地は賛成です。地域に根差している企業というのはどんどん進出していただいて、地域住民の方を巻き込むことで、地域の活性化につながると思っております。

■会長

ありがとうございます。事務局へ私からお聞きします。

本日様々な御意見はありましたが、地域の利便性を考えると賛成の意見が多かったと思います。しかし、建築面積の妥当性を考えますと私も少し分からないところがあります。5,000㎡という建築面積をもう少し精査したうえで、どういうエリアを拡大するとか、石岡店に不足しているものを八郷店でカバーするとか、地域の方が必要としているものが今の店舗だとこれだけしかないから、拡大するといった内容があまりなかったのが気になりました。13,000㎡の敷地面積は駐車場の出入りの部分等を考えると、広めにとっておいた方が良いでしょう。しかし、建築面積については、今よりもある程度精査した上で各委員さんに今後根拠資料をお示しした方が良いでしょうと思います、いかがでしょうか。

#### ■事務局

申請者様からどういったエリアをどれだけ大きくしていくかという資料をいただいております。やはり石岡店に行かなくてはいけないという上で、不足部分を補うため各部門の必要な部分を拡張するということでした。そういったところで妥当であると判断しました。

#### ■会長

はい。それについては理解しております。

#### ■R委員

今調べましたので参考までにお伝えさせていただきます。日本全国のホームセンターの1店舗当たりの平均面積は約2,000㎡ということです。

#### ■会長

ありがとうございます。ホームセンターは大都市にはあまりなく、地方都市に多いのではないかと思います。繰り返しになりますが、建築面積が大きすぎるのではないかという意見がある以上、5,000㎡という建築面積の妥当性をもう少し確認したほうが良いでしょう。こういったことはないとは思いますが例えばコメリさんが面積を減らすと建築しないということになるのでしょうか。その辺りの妥当性を明確にしていきたいと思っております。

本日の議論をまとめますと、立地に関しては大部分が賛成でありました。ただ、建築面積については大きすぎるという意見がありましたので、まとめ方を考えたいと思っております。しばし暫時休憩といたします。

—休憩—

#### ■会長

お待たせいたしました。今回の特例許可については立地に関しては承認といたします。ただ建築面積の根拠が少し曖昧なところがありますので、その部分の算出根拠を明確にした資料を

後で提示するというのを附帯意見として、承認とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ■ P 委員

資材関係とかあるいは八郷地域の人達へのニーズがあるわけですので、面積はある程度大きほうがよいです。今の既存の店舗は通路幅も狭いです。石岡店に行くと通路幅が広いので買い物がしやすいです。人が行き来できるほどの通路幅は必要です。別に私はコメリから何ももらっていません。ただ買い物の利便性が高まればそれに越したことはありません。先ほど関口委員から南側の市道の拡幅の話がありましたが、ぜひコメリさんへお願いをしていただきたいです。津久田委員からも話がありましたが、ジョイフル本田は信号機の設置までしてくれました。道路も自分たちで作ってくれたりもしています。コメリさんがそこまでの対応をしてくれるのかどうかは私には分かりませんが、要望としては挙げられると思います。

既存の店舗から建築地までは水路をはさんで2 mほど高低差があるということですが、結構大きいと思います。その中で敷地面積についても面積を減らすというのは、極めて難しいと思います。西側、南側、東側と完全に道路に囲まれています。それを減らすとなると景観、環境面から考えるとかえって悪くなるのではないかと思います。

#### ■ 会長

私の説明が不十分だったと思いますが、敷地面積については特段問題ないということです。しかし、建築面積については妥当性も含めて算出根拠を明確にする、そういった附帯意見を付けるということです。それを含めて特例許可を認めるということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ■ 各委員

異議なし。

#### ■ 会長

ありがとうございます。完全に納得していない方もいるとは思いますが、審議会としては附帯意見を付けて特例許可を認めたいと思います。附帯意見への回答については私のほうで確認をさせていただき、皆様方にもお示したいと思っております。

#### ■ L 委員

その際はもう1回審議会を開くということでしょうか。

#### ■ 会長

審議会を開いたほうがよいのか、皆様方に算出根拠を通知としてお示したほうがよいのか

は別途協議したいと思います。

#### ■L委員

面積については5,000㎡ではなく3,000㎡もしくは4,000㎡に減らしたほうがよいということでしょうか。

#### ■会長

そういう意味ではなく、算出根拠が不明確な部分があるということで、そこを明確にしてほしいということです。例えば、通路の幅の話がありましたが、窮屈な幅をゆったりした面積にするであるとか、そういった根拠をしっかりと資料として示してほしいという趣旨でありますがいかがでしょうか。

#### ■F委員

会長にやり方はお任せしますが、事務局と申請者と話をした上で、しっかりとした資料を作成していただき、私たちに文書で回答をいただければ、私はもう1回審議会を開かなくてもよいと思います。

#### ■会長

ありがとうございます。事務局と相談してやり方は決めたいと思います。根拠については、今回の議事録もありますので、そちらを事業者へしっかりと示した上で、回答を頂くということにしたいと思います。それでは以上で本日の議事を終了とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

#### ■事務局

会長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回石岡市都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。